

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 2 回 会 議 録

開会 平成 1 6 年 4 月 2 2 日 (木)

閉会 平成 1 6 年 4 月 2 2 日 (木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第2回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年4月22日(木) 午後1時30分開会・午後2時37分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	白川 精、矢野 資壹	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名		
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 2 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 15 名 欠席 2 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	矢野 資壹	×
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		白川 精	×	委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者						

第 2 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 15 名 欠席 2 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	矢野 資壹	×
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		白川 精	×	委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者						

第2回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開会	1
2 会長あいさつ	1
3 監査委員委嘱状の交付	1～4
4 議 事	
(1) 報告事項	4～5
(1) 報告第9号 合併協議会だよりについて	4～5
(2) 協議事項	5～20
(1) 協議第2号 合併の期日(その1)について	5～8
(2) 議案第8号 合併協議会スケジュール(予定)と会議の 進め方(案)について	9～11
(3) 議案第9号 合併協定項目(案)	11～16
(4) 議案第10号 事務事業の調整の基本方針(案)について	16～18
(5) 議案第11号 新市建設計画策定の進め方(案)について	18～20
(3) その他	20～21
(1) 第3回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	20～21
5 閉 会	21

【開会 午後1時30分】

事務局 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第2回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

申し遅れましたが、私、会議に入りますまで進行を務めさせていただきます、本協議会の事務局長の大木和郎と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

新緑の大変いい季節に相なったわけでございますが、今日はただいま事務局長が話したとおり、1市2町の合併協議会、第2回目開会いたしたところ、皆さん方大変お忙しい中でございますがお繰り合わせをいただきまして、2名の委員さん欠席でございますけれども、全員お揃いいただきまして開会できますことにつきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

三豊の合併の問題につきましていろいろ議論されておりましたが、どうも3つの枠組みで固まっていくという方向づけが見えてきたそうでございまして、私も安堵しておるようなところでございます。いずれにいたしましても、皆さん方のご協力いただきながら、1市2町、粛々と協議を進めていただきたいと、このように感ずる次第でございます。

きょうの協議題につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、それぞれ事務局から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますことをお願いいたしまして、お礼の挨拶にかえます。今日はどうもありがとうございます。

事務局 それでは、これより観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の委嘱状の交付を行います。

先の第1回合併協議会におきまして、監査委員の選任につきましてご同意をいただきました伊瀬均様、大廣清雄様に委嘱状を交付させていただきます。

伊瀬様、恐れ入りますが、正面の方へお願いいたします。

それでは、平野会長より伊瀬様に委嘱状を交付させていただきます。

会長 委嘱状。伊瀬均殿。観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員を委嘱しま

す。平成16年4月8日、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長平野清。

今後、よろしく願いいたします。

事務局 続きまして、大廣様に委嘱を交付させていただきます。

大廣様、恐れ入りますが、正面の方へお願いいたします。

会長 委嘱状。大廣清雄殿。

以下、同文ですので、省略いたします。どうもよろしく願いいたします。

事務局 以上をもちまして委嘱状の交付を終わらせていただきます。

それでは、ここで両委員さんよりご挨拶をいただきたいと思います。

まず最初に、伊瀬均様、よろしく願いいたします。

伊瀬監査委員 自席でご挨拶をせよとのことでございますので、せっかくの機会をいただきましたので、もちろんこの委嘱をいただく限りは、一生懸命に大廣先輩と監査については誠心誠意努力したいと思っております。

今ちょうどNHKの放送で大河ドラマをやっておりますが、『新選組!』よく見ます。若い時にああいう単行本をよく読んで勉強したことがございますが、私も議会6期24年間務めさせていただきましたが、今、くしくも加藤会長さんがおりますが、4期の間本当に観音寺市のために誠心誠意、寝食を忘れて業務に励んでいたことを思い出しております。光陰矢のごとく、もう退職しまして13、4年になるそうですが、当時はまだ1,000億円の企業であったと思いますが、今、聞きますと3,500億円の企業になっております。

そういうことで、もう社会も国際社会も非常に激動しておりますが、1市9町から合併の話が始まりまして、1市5町になり、我々市民の一人として外野から眺めておりましたが、きょうは政治のプロとも言われる大先輩がたくさんおられます。また、行政のすぐれた町長さん、助役さんおいでですが、そういう人がなぜこの合併ということにもっと関心を持って、市民のことを考えてくれなんだかなということの私は懸念を抱いていた一人でございます。

しかし、そういう中で、『新選組!』はもちろんです、27歳で自分の意志の日本をよくするというために亡くなった坂本竜馬という人がおりますが、薩長連合、薩摩と長州を連合させて大政奉還まで持っていった、本当に影の日本をよくした一人が犠牲になりましたね。だから、自分の寝食の中で自分の命を忘れて市民の負託にこたえていくためには、やっぱり首長さんが犠牲にならなきゃいけない、また議員さんも犠牲にならなきゃい

けない、なかなか難しい問題になると。そういうことで心配していたところが、この1市2町、特に大野原の平野町長さんが、私見ますと素晴らしい人だな、殊に市民の民意を酌み上げて財政を考えて、これからの10年、20年というものを考えてまとめてくれたんだなど。言わばこの人が坂本竜馬、平成の坂本竜馬、合併の坂本竜馬という噂がちょいちょい聞きます。本当にうれしい限りです。観音寺市民の一人として本当に感謝を申し上げたいと思います。

その坂本竜馬には本当に友として中岡慎太郎という人がおりますが、剣をとったら達人で、顔も凛々しく素晴らしい人、そういう人が片腕であったそうですが、そういう人を見ますと、統制が遅れましたけれども、本当に豊浜町、将来のために力を尽くしてくれた佐伯町長さん、ありがとうございます。観音寺の市民として本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

これから今後大変な問題が惹起してくると思いますが、どうか頑張って合併に向かってより良い、加藤さんが常に言うておりました住み良い町につくるんだということをちょいちょい思い出します。そういうことで、住み良い町に、うちの市長さんも元気印の観音寺をつくるんだと頑張っておりますけど、どうかよろしく。外野から見た観音寺市民としてのご挨拶で、多弁を申し上げましてまことに申し訳ありませんが、挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

続きまして、大廣清雄様、よろしく願いいたします。

大廣監査委員 ただいま観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の監査委員のご委嘱をいただいた大廣清雄でございます。顧みて不弁でございます。仰せの任に耐え得るかどうかが、内心危惧をいたしておりますが、及ばずながら全身全霊を挙げて任務を果たしてまいりたいと、かように思っております。

今日の社会情勢、経済情勢を顧みますと、何と申しても当面の平成の大合併というのは、これは至上命題でございます。何が何でも成し遂げねばならん当面の最大の課題でございます。関係の皆さん方大変ご努力いただいているところ、大変感謝を申し上げる次第でございます。いよいよこれから紆余曲折がございましょうが、どうか皆さん方のご努力でこうして幸いにも船出した以上、目的の港へぜひ着けていただきたい、成就していただきたい、そうすることが当面の市民、町民の最大の願いでございます。どうかそういう歴史的な使命を背負っている皆さん方に重ねて敬意を表しまして、私のご挨拶にさせてい

たきます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

それでは、ここで両委員さんにおかれましては、これをもって退席なされます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、私ここで議長となるとなっておりますので、皆さん方のよろしくご協力をお願い申し上げておきます。

それでは、議事に移らせていただきたいと思えます。

規約第10条の第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたしますが、委員17名中、出席者15名、欠席者2名。よって、本日の会議は成立したことを報告させていただきます。

なお、委員から用務のため本日の会議を欠席する旨の連絡をいただいたことを申し添えておきます。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には、冒頭の所属市町名とお名前をよろしくお願い申し上げます。なお、会議録作成のため、恐れ入りますがご発言の際につきましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願いいたします。

それでは、報告事項にいかせていただきます。

報告第9号合併協議会だよりについてをご報告させていただきます。

事務局から報告を願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしくお願い致します。

報告第9号でございますが、2ページをお開きください。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会だよりについて報告するものであります。

次のページ、3ページをお開きください。

1市2町の合併協議会だよりについてですが、1といたしまして、発行目的ですが、合併協議会の内容及び合併に関する情報を広く地域住民の皆様提供して、合併に関する理

解を深めることを目的としております。

2の発行回数ですが、5月初旬には創刊号を発行して、その後は毎月発行を予定しております。

3といたしまして、発行部数であります。1回ごとの発行部数は2万部を予定しております。内訳といたしまして、観音寺市1万3,000部、大野原町3,600部、豊浜町3,100部、事務局300部、合わせまして2万部でございます。

4の配布方法であります。1市2町の広報紙の配布日及び体制に合わせて各世帯に配布を予定しております。

A4サイズで8ページとなっております。表紙、裏表紙のみフルカラー印刷、そしてイラストをふんだんに取り入れまして、親しみやすく読みやすいもの、またご家族みんなに読んでいただけるものにしたいと思っております。

なお、業者選定についてであります。各市町の広報を印刷している業者6社より見積もりをいただきまして、価格とイメージデザインで検討いたしまして、4月の上旬に株式会社三豊印刷に落札しておりますので、ご報告いたします。

合併の啓発について関連がありますのでお知らせいたします。合併に関する情報を提供するために、5月1日よりホームページが開設されますので、合わせてお知らせしておきます。合併協議会だよりの裏面にホームページのアドレスが載っておりますので、ホームページを開いてご覧になってください。なお、ホームページの委託契約につきましては、次回の協議会で報告させていただきます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

今、事務局の報告が終わりましたので、何か皆さん方のご質問、ご意見等ございましたらお受けいたしたいと思っております。

別にごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第9号につきましては、報告がありましたとお進めさせていただきます。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

協議第2号合併の期日について、事務局長より説明をお願いします。

事務局 協議第2号合併の期日(その1)についてご提案を申し上げます。

申し遅れましたが、事務局長の大木でございます。

まず、4ページをお開きいただきたいと思います。

合併の期日については、合併特例法の改正を前提に平成17年10月11日とする、と
いうことで提案させていただきます。

次の5ページをお開きください。

合併の期日とは、合併協定書を締結した日や、各市町議会が廃置分合の議決をした日ではなく、その後県知事に申請し、県議会の議決、知事の決定、知事から総務大臣に届出、総務大臣告示など、県や国への所要の手続を経た後、実際に合併する日のことであります。合併の期日を決める上で重要なことは、先の協議会でも申し上げましたが、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、具体的には住民サービスや各種事務事業の執行に支障のないようにせねばなりません。そして、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、すなわち合併協定項目の協議の進捗、事務事業の調整の進捗、そして電算システム統合期間、合併時の事務処理、引き継ぎ事務、首長、議会議員の選挙、合併特例法の期限等を総合的に勘案し、判断して合併期日を定めることが重要でありますので、それらのことを十分考慮いたしまして、合併期日を合併特例法の改正を前提として平成17年10月11日とさせていただきました。

期日決定に当たって総合的に勘案し、判断いたしました具体的事項については、5ページに具体的事項を挙げてございますので、説明させていただきます。

平成17年10月11日の合併期日につきましては、まず合併に係る住民への周知や、新市建設計画策定に係る住民説明会の諸準備が容易である。合併は住民の皆様にとって大きな影響を持つものでございます。したがって、住民への十分な説明や情報の提供が必要であります。そのための諸準備が容易であります。

次に、新市の体制づくりに十分な期間が持てる。具体的には、事務所の配置、職員の配置、電算システムの統合、条例・規則の制定、調整結果に基づく諸準備、本庁と支所との情報システムの確立、公共施設・庁舎等の表示変更、諸様式の統一化、各種手続変更の住民への説明など、住民生活への影響が最も少ない期日を選択いたしました。

次に、合併前準備期間が十分である。新市長及び議員の選挙準備、市長職務執行者の決定、暫定予算の調整、行政委員会委員の選任、収入役職務代理者の選任、地方税の準備、出納の閉鎖、新市への移行準備、事務の引き継ぎ、庁舎や事務所の位置と合併前と合併時に予定される事務処理、引き継ぎが十分であります。

次に、合併協定項目の協議や各種事務事業の調整に要する期間が十分である。協議会そのものの協議の進捗に関連するものでありますが、16年10月には協議がほぼ整い、11月最終原案の取りまとめ、そして12月ごろに住民説明会を行い、1月に合併協定書に調印を予定いたしております。

次に、合併するための県や国への所要の手續に要する日数が十分である。期日が承認していただけたら、この後スケジュールのところで詳しく予定をお諮りしたいと思います。

次に、事務組織及び機構の整備方針、本庁・支所の業務基本方針と電算システム統合に向けての諸準備作業が安全かつ確実であります。

次に、電算システム統合に向けて、現状分析、方針の決定、事務のすり合わせ、方針を受けてのシステム概要設計、システム詳細仕様協議、データの統合、システムの変更と移行システム開発、移行作業、テストデータ、職員の研修、並行運用と作業がスムーズに行えるということであり、税務情報、住民情報、福祉等各種情報、財務会計システム等の行政内部情報等のシステム移行が、混乱を招くことなく確実な方法で行うことができます。

次に、関係外部団体との調整作業が容易である。電算システム関係や公共的団体、各種団体との調整が必要であり、またその調整に期間が十分であるということであり、

次に、合併特例法の一部を改正する法律案の経過措置を踏まえたスケジュールであり、現行の合併特例法の規定が引き続き適用される予定であります。すなわち、平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併すれば、現行の合併特例法の規定が引き続き適用されるスケジュールであり、合併特例債や合併算定替等の財政支援措置が受けられます。

次に、10月の連休明けにより、電算システム等の移行が無理なく行うことができる。窓口業務の混乱を避けることができる。そして、連休に電算住基システム等移行点検し、休日明けに実質的な新市がスタートする。

最後に、10月に行われている祭事が終わっての選挙が予想されますので、住民への影響が少ない。

以上、具体的な事例を挙げさせていただきましたが、これらの事項を総合的に勘案し、判断し、合併の期日を、合併特例法の改正を前提に平成17年10月11日とする、として提案をさせていただきます。

今国会、即ち第159国会で市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案が審議中ではありますが、この改正法案が成立することを前提として提案させていただくものでありますので、よろしく願いをいたします。

なお、次の6ページに、合併までの流れを参考資料として添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。具体的なスケジュールにつきましては、合併の期日をご承認いただけたら、この後議案第8号で提案をさせていただきます。

協議第2号合併の期日(その1)につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、私の方から少し補足説明をさせていただきます。

改正法案が審議中の状況での合併期日の協議は、改正法案が成立していない段階で合併期日を決めなければなりません、私どもは改正法案が成立するということで進めさせていただいておりまして、仮に改正法案が通らなかったときに期日はどうするのかと疑問も出てこようと思いますが、通ることを前提として提案させていただいております。もし万が一成立しなかった場合は、再度合併期日につきましては協議をさせていただきまして、その場合は特例債、地方交付税とか財政優遇措置、国や県からの補助金等を受けられる等の優遇措置をどうするかを踏まえて、期日につきましては再度協議になることになろうかと考えております。

なお、国会の審議が終わってから合併期日を決めるとなりますと、全体の合併協議会のスケジュールが組めません。スケジュールを決めていく上で合併の期日は重要でありますので、先ほども事務局から申し上げましたが、改正法案が成立することを前提に平成17年10月11日ということで提案させていただいておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

それでは、ただいま説明申し上げたことにつきまして、皆さん方のご質問なりご意見を承りたいと思っております。

別段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 なしという声でございますので、協議第2号は原案のとおり承認させていただきたいと思っております。

ただいまの承認をもって確認させていただきます。

それでは、続きまして議案第 8 号合併協議会スケジュール予定と会議の進め方（案）につきまして、事務局長より説明をお願いします。

事務局 事務局長の大木でございます。

議案第 8 号合併協議会スケジュール予定と会議の進め方（案）につきましてご説明を申し上げます。

まず、会議資料の 8 ページの合併協議会スケジュール予定であります。先にご提案させていただきました合併期日をもとに予定として一覧表にまとめましたので、それに基づいてご説明を申し上げます。なお、具体的なスケジュールにつきましては、この予定表をもとに今後お諮りし、進めていくことになろうかと思えます。

平成 17 年 10 月 11 日の合併期日に合わせての想定される事業内容を一覧表にしたものでございますが、協議の内容、進捗状況に応じまして変わってくることも考えられますが、大きな内容に分けますと、まず住民啓発、新市建設計画の作成、それから合併協定項目のいわゆる基本的な協議事項、あるいは合併特例法に定められる協議事項、各種事務事業の取り扱いに関する協議事項等の協議、そしてすべての協議が終了し、合意が得られれば、17 年 1 月に合併協定書に調印ということになろうかと思えます。それを受けて、3 月に 1 市 2 町の議会において廃置分合等の議決をいただき、県知事への申請となります。また、合併協議の状況と今後の予定、新市建設計画案の説明、そして新市に向けて住民の皆様方からご意見をお聞きするための住民説明会は、12 月を予定いたしております。その後は、一覧表に掲示しておりますとおり、県や国への合併に向けての法に基づく手続と、電算システム、人事組織体制、予算、条例・規則等の改正並びに住民周知、また庁舎等の移転等のスケジュールが考えられるかと思えます。そして、いよいよ平成 17 年 10 月 11 日、新市の誕生となるわけでありませう。

次に、合併協議会の会議の進め方についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、9 ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどのスケジュール予定でもお示しいたしましたように、平成 17 年 10 月 11 日の合併の期日に向けて協議会を運営してまいりますが、その中で全く余裕のない期間であります。限られた時間の中で円滑に効率的な運営を図っていかなければなりません。そこで、協議会の進め方として意思統一をしておく必要があるかと思ひまして、説明をさせていただきます。

まず、1 の原則であります。先の第 1 回の合併協議会で規程等をご承認いただきまし

たが、幹事会等で協議した事項については、合併協議会において報告または提案し、合併協議会での承認をもって最終決定とするとさせていただきます。

次に、2の各種事項の位置づけ、進め方につきましては、協議会に提案する事項を報告事項と協議事項、その他に分けさせていただいております。

(1)報告事項については、そこに掲げております内容の事項については報告事項とさせていただきます。なお、提案番号の表記につきましては、報告第何号とし、最終提案事項まで通し番号といたします。

次に、(2)協議事項につきましては、合併協議会会議で内容を説明し、その後委員の皆様のご意見、要望をお聞きする中で、その場で決定できる事項は決定し、さらに調査や議論を要する事項については継続協議とさせていただきます。

まず、協議事項といたしましては、協議会の運営に関する事項で、規約等の規定により合併協議会会議に諮り決定する事項や、協定項目に関連する事項で、合併協議会の会議に諮り決定する事項でありまして、提案番号の表記については、議案第何号とさせていただきます。

次に、幹事会等で協議した事項について、合併協議会で協議決定すべき事項、その他合併に関する重要事項で、提案番号の表記につきましては協議第何号とし、提案番号は合併協定項目番号とさせていただきます。

また、同じ項目でこれまでの確認内容を踏まえて新たに提案のときは、協議第何号協議題(その1)とさせていただきます。あとは(その2)、(その3)となります。例えば、本日の協議第2号合併の期日(その1)がそれに当たります。

次に、継続して提案のときは、協議第何号協議題(継続協議)とさせていただきます。

あと(3)として、その他会議の開催日程に関する事項であります。

最後に、(4)の協議事項の決定過程につきましては、そこに図式化しておりますが、まず協議事項の提案説明を行います。そして、委員さんからいろいろ提案事項に基づいて協議していただきます。そして、その場で決定できるものはその場でご承認をいただきたいと思っております。なお、継続して協議の場合は、次回以降の協議会でご承認いただくこととなります。

今後、合併協定項目等協議にかなりの時間を要することになると思いますが、そういった事項やあるいは難しい問題も出てこようと思いますが、これらにつきましては、時間をかけてご協議願うことになろうかと思っております。いずれにいたしましても、お示しいたし

ましたようなスケジュール予定と会議の進め方をもとに、今後合併に向けた事項について十分なご審議をお願いしたいと思います。

議案第8号合併協議会スケジュール予定と会議の進め方(案)につきましては、以上のとおりであります。

議長 ありがとうございます。

只今、大木事務局長から説明を申し上げました合併協議会のスケジュール、また会議の進め方等についての説明があったわけですが、皆さん方のご質問を承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 なしという声がありましたので、議案第8号合併協議会スケジュール予定と会議の進め方につきまして、原案どおり承認させていただきたいと思います。

それでは、続きまして議案第9号合併協定項目(案)につきまして、事務局次長より説明をお願いします。

事務局 次長の象山でございます。

議案第9号をご説明いたします。

10ページをお開き願います。

合併協定項目(案)について、別紙のとおり提出するものでございます。

11ページをお開き願います。

合併協定項目(案)でございます。合併協議会は、市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行うこととなっておりますが、合併前に結論を得る必要がある合併協議の根幹にかかわる事項につきましては、合併協定項目として本協議会で協議いただき、最終的には合併協定書として取りまとめさせていただくものであります。

合併協定項目は、の協定項目との新市建設計画の大きく2つに分かれております。

の協定項目は23項目で、さらに23項目め、その他各種事務事業の取扱いにつきましては、から³¹の詳細な項目に分けており、の新市建設計画と合わせまして合計で54項目となります。これらの項目につきましては、国の作成しました運営マニュアルとか先進地の事例を参考に作成したものでございます。また、これらの項目につきましては、ある程度関連性のあるものにつきまして、グループごとにまとめて順番をつけております。

まず、1の合併の方式から5の財産及び債務の取扱いまでが、一般的に基本協定項目と呼ばれているもので、合併の最も基本的かつ重要な事項であります。6の議会議員の定数

及び任期の取扱いから12の町・字の区域及び名称の取扱いまでは、議会議員や職員の身分の問題、組織、それから条例などに関するグループでございます。13の地方税の取扱い、14の使用料・手数料の取扱いにつきましては、住民の皆さんのご負担に関する項目でございます。15の一部事務組合等の取扱いから18の各種団体の補助金・交付金等の取扱いまでは、市町以外の団体等に関連する項目をグループ化しております。19の国民健康保険事業及び20の介護保険事業の取扱いは、この事業も住民の皆さんのご負担に大きく関連する事業でございますことから、住民の方の関心も深いということで、大きな項目として挙げてございます。21からはその他のグループとして考えております。23のその他各種事務事業の取扱いにつきましては、住民生活に関連が深い事務事業を列挙しておりますが、できる限り幅広くご協議いただくために、国のマニュアルや先進地よりも少し詳しく区分している関係で、項目数が若干多くなっております。なお、大項目、小項目に含まれない事項は協議しないということではございませんので、協議を要するものについては、その他の中に位置づけてご協議いただくよう考えております。また、これらの項目の協議の状況に応じて、必要に応じ修正を加え、最終的に合併協定書として取りまとめいただくものと考えております。

の新市建設計画は、新市のまちづくりマスタープランとして、協議会において協議、作成いただくものでございまして、別途この後説明させていただきます。

12ページをお開き願います。

協定項目につきましては、項目ごとの検討項目、内容を簡単に説明したものでございます。

まず、1の合併の方式は、既に第1回の協議会におきまして新設合併とご確認いただいております。

2の合併の期日につきましては、先程平成17年10月11日とご確認いただいたところであります。

3の新市の名称につきましては、第1回の協議会におきまして、観音寺、西香川、ひうち、三豊の4点から合併協議会で選定し、決定することが確認されております。

4の事務所の位置につきましては、当分の間観音寺市役所とし、既存の大野原町及び豊浜町の役場に支所を置くということなどをご確認いただいております。

5の財産及び債務の取扱いにつきましては、1市2町が保有する土地、建物、債権債務などの取り扱いについてご協議いただくものでございまして、原則的には新市に引き継

ぎ、特段の事情がある場合については財産区を設けることができることになっております。

6の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、新設合併の場合、各市町の全ての議員が身分を失うこととなりますが、合併特例法で、合併後一定期間、議員定数、在任に関する特例が定められておりますので、これを踏まえて、地方自治法の原則に基づいて設置選挙を行うのか、定数特例や在任期間の特例を適用するのかについてご協議いただくものでございます。

7の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、これも議会と同じように、新設合併の場合は各市町の全ての委員が身分を失うのが原則でございますが、合併特例法で選挙による委員の定数、任期に関する特例措置が定められておりまして、この特例措置を適用するかどうかを含めてご協議いただくものでございます。

13ページをお開き願います。

8の一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、合併後、市町の法人格が消滅するため、一般職の職員は身分を失うこととなりますが、合併特例法では引き続き新市の職員として身分が保障されておりますので、職員の定数とか給与の調整方法などを含めてご協議いただくものと考えております。

9の特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、新設合併では、市長さんや町長さんを初め特別職は全員身分を失うこととなりますので、常勤及び非常勤の特別職の身分の措置のほか、新市の市長の職務執行者についても含めてご協議いただくものになると考えております。

10の事務組織及び組織・機構の取扱いにつきましては、新設合併の場合は、条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がございます。

11の条例・規則等の取扱いにつきましては、新設合併の場合、各市町の法人格が消滅するため、条例、規則はすべて失効しますので、新市におきまして条例、規則を制定する必要がございます。

12の町・字の区域及び名称の取扱いにつきましては、町名、字名は地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、従来そのまま存続される場合が多いようですけれども、その取り扱いをご協議いただくものでございます。

13の地方税の取扱いにつきましては、各市町間で税目、税率が異なる場合、合併後急に税額が高くなったりしないよう調整する必要がございます。合併特例法では、5年

間は不均一の課税が認められております。具体的には、市町民税、固定資産税などについてご協議をいただくものと考えております。

14の使用料・手数料等の取扱いにつきましては、市町間の上下水道料金、同一目的の施設や事務に係る使用料、手数料が異なる場合は、あらかじめその取り扱いについて調整しておく必要がございます、その上下水道料金とか使用料、手数料の額についてご協議いただくものでございます。

15の一部事務組合等の取扱いにつきましては、1市2町が構成団体に入っている三豊広域や三豊総合病院などの一部事務組合、1市2町が出資している第三セクターの取り扱いについてご協議いただくものでございます。

16の公共的団体等の取扱いにつきましては、商工会議所、商工会、婦人会、青年団などの公共的団体は、基本的にはそれぞれの自主性に委ねられることとなりますけれども、合併後の新市としての一体性を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、これらの団体への働きかけの基本方針についてご協議いただくものでございます。

17の消防団・海防団の取扱いにつきましては、各市町によりまして組織や待遇が異なるため、統合に向けて調整を図る必要があり、これらについてご協議いただくものでございます。

18の各種団体への補助金・交付金等の取扱いにつきましては、各市町で各種団体に交付しております補助金等につきまして、合併に際して従来からの経緯や実情等を踏まえながら、制度の調整を行う必要がございます、これらの取り扱いについてご協議いただくものでございます。

19の国民健康保険事業の取扱いにつきましては、各市町が保険者となって運営しております、国保の保険料率が各市町で異なりますため、合併に際しまして各市町の国民健康保険事業を統合し、一元化する必要がございますので、これらについてご協議いただくものでございます。

14ページをお開き願います。

20の介護保険事業の取扱いにつきましては、19の国民健康保険事業と同様に、各市町が保険者となって運営しておりますことから、介護保険料等が各市町で異なることとなっております、合併に際して一元化を図る必要がございますので、これらについてもご協議をいただくものでございます。

21の慣行の取扱いにつきましては、各市町が定め、または実施している市町章、市町

民憲章、市町の花、木、鳥、祭りなどの各種慣行は、地域の伝統文化と結びつきが強いものについては引継ぐこととし、その他のものについては統一に向けて調整する必要があると考えておりますので、これらの取り扱いについてご協議いただくものでございます。

22の公の施設の取扱いにつきましては、各市町で整備している各種の公の施設につきまして、各市町で管理運営の方法等が異なりますため、調整を図る必要がございます、これらの取り扱いについてご協議いただくものでございます。

23のその他各種事務事業の取扱いにつきましては、各市町で実施しております独自の事業につきましては、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、これまでの経緯、それから実情等を考慮して、住民サービスの低下につながらないように留意しながら、合理化、効率化に努める必要がございます。

15ページをお開き願います。

合併協定項目（案）の項目別協議スケジュールの予定でございます。これは8ページにございました合併協議会のスケジュールを踏まえて、現時点での合併協定項目ごとの協議スケジュールの予定につきまして、大まかな目安として表にしてあらわしたものでございまして、今後の状況や事務事業調整等の進捗状況により変動する可能性がございますので、ご了承をお願いいたします。また、4月、5月につきましては月2回、6月からは月1回のペースでご協議いただくことで予定を組んでございます。

この表につきましては、表示の都合上、提案の次の会に確認ということになってございますが、事業の内容によっては提案した協議会におきましてご確認いただける場合もございまして、逆に時間を要したり、翌月以降も継続協議となったり、部分ごとにご確認をいただく事案もございますが、統一して表示をさせていただいておりますので、ご了承願います。

合併協定項目につきましては、10月末までに協議を終了、確認事項を整理いたしまして、11月に最終確認をいただき、12月に住民説明会を開催、そこで出されました意見等を踏まえ、合併協定書（案）を合併協議会に提案、ご確認いただき、年明けの1月、合併協定書の調印というスケジュールを考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議案第9号合併協定項目（案）につきましてご説明いたしました。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第9号合併協定項目についての説明がございました。

お諮りいたします。

何かご意見ございましたら、ひとつご発言願いたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、議案第9号合併協定項目については原案のとおり承認させていただきたいと思います。

引き続きまして、議案第10号事務事業の調整の基本方針（案）につきまして、調整班長より説明をお願いします。

事務局 事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願いたします。

ただいまより議案第10号事務事業の調整の基本方針（案）についてご説明を申し上げます。

16ページ並びに17ページをお開きいただきたいと思います。

事務事業の調整の基本方針（案）でございますが、1.事務事業調整の基本的な考え方としまして、この事務事業の調整と申しますのは、観音寺市、大野原町、豊浜町の1市2町が現在行っております各種の事務事業について、現在の状況を踏まえつつ調整を行い、新市においてどのように事務事業を進めていくのかということをはっきりと明らかにするものでございます。これから各種事務事業につきまして、個々具体的に調整を行ってまいりたいわけですが、その事務事業の調整を行うに当たっての基本的な方針、姿勢について定めたものでございます。

この調整につきましては、次の7つの基本原則をもとに総合的に勘案し、実施することといたしたいと考えております。

まず、1番目の原則といたしまして、一体性の確保の原則。新市に移行する際、住民生活に支障が生じないように、速やかな一体性の確保に努める。これは新市に移行する際、住民票や各種証明書の交付、各種申請などの事務が混乱をして、住民生活に支障が生じたりしないようにすることはもとより、新市として速やかに一体的に機能するようにという考え方でございます。

次に、2の住民福祉の向上の原則。住民サービス及び住民福祉の向上に努める。これは現行の住民サービスについて、できる限り低下させないということを基本とし、住民サービスや住民福祉が向上するよう努めるという考え方でございます。

次に、3の負担公平の原則。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。これにつきましては、住民の負担が公平になるようにするとともに、地域等によって行政

サービスに格差を生じないように努めるという考え方でございます。

次に、４．健全な財政運営の原則。新市において健全な財政運営に努める。これは各種事務事業の調整に当たっては、新市の将来の財政運営の健全性が損なわれないよう、十分注意して調整を進めていくという考え方でございます。

次に、５．行政改革推進の原則。行政改革推進の観点から、事務事業の見直しに努める。これは行政改革を推進する観点から、各種事務事業につきまして、効率的、効果的に実施されるよう、その見直しに努めるという考え方でございます。

次に、６．地方分権型社会への対応の原則。地方分権型社会への対応の観点から、創意工夫と地域の特性を踏まえた事務事業の見直しに努める。これは地方分権の進展に伴いまして、市町は地域の実情を踏まえながら自ら考え、自ら実施することが必要となっております。調整に当たりましては、創意工夫と地域の特性を踏まえた事務事業の見直しに努めるという考え方でございます。

そして、最後の７．適正規模準拠の原則。新市の自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。これにつきましては、新市の人口や面積など、十分その自治体の規模に合った事務事業の見直しに努めるという考え方でございます。

恐れ入りますが、次のページをお開き願います。

２としまして、事務事業調整の基本的区分でございますが、これは次の区分に従って事務事業の調整を行い、新市においてどのように事務事業を進めていくのかということをも明らかにするものでございます。

１の１市２町で取り扱いが共通する事務事業につきましては、現行どおり実施するもの、合併前に見直しを行うもの、合併後に見直しを行うものにそれぞれ区分し、調整するというものでございます。

次の２の１市２町で取り扱いが異なる事務事業につきましては、これまでの実施状況に配慮しながら、合併前に一元化するもの、合併後に一元化するもの、取り扱いは異なりますが、合併後も現行どおり実施するものにそれぞれ区分し、調整するというものでございます。

以上で、議案第１０号事務事業の調整の基本方針（案）についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら出

していただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、議案第10号事務事業の調整の基本方針につきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思います。

続きまして、議案第11号新市建設計画作成の進め方の案について議題といたします。計画班長より説明を願います。

事務局 事務局計画班の合田です。よろしくお願いたします。

19ページをお開きください。

議案第11号新市建設計画策定の進め方(案)についてご提案いたします。

内容につきましては、次の20ページをお開きください。

1として、新市建設計画の趣旨でございます。これは市町村の合併の特例に関する法律及び自治法に基づく基本構想を踏まえつつ、合併後の新市の将来ビジョンとなる新市建設計画を策定し、新市の将来進むべき方向を示すマスタープランとして、合併後の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上に資するため、合併協議会において協議、作成するものでございます。新市建設計画とは、新しいまちづくりの意味であり、ソフト、ハード両面の振興、整備を含む幅広い概念でございます。この計画に位置づける一定の根幹事業につきましてはのみ、合併特例法に基づく合併特例債の対象事業となります。また、この計画の内容は、新市が発足した後に地方自治法に基づいて策定される新市の基本構想や基本計画に引き継がれることとなります。

次に、2といたしまして、新市建設計画の構成についてでございます。新市の建設計画の具体的内容は、合併協議会において主体的に決定されることとなりますが、合併特例法では、計画に盛り込むべき事項について、次の4つの事項が示されているところでございます。(1)としまして、新市のまちづくりの基本方針、(2)ですが、新市のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項、(3)公共的施設の統廃合に関する事項、(4)として、新市の財政計画、以上の4つの項目でございます。

次に、3ですが、新市建設計画の策定方針でございます。合併特例法などの法の趣旨に基づきまして、本合併協議会では、次のような考え方に留意して新市建設計画の策定を進めていきたいと考えております。基本方針ですので、非常に大きい枠でのとらえ方となっております。順に読み上げさせていただきます。

(1)本計画は、観音寺市、大野原町、豊浜町の合併後の新市におけるまちづくり全般

のマスタープランとなるものであります。本計画の実現を図ることにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものでございます。なお、新市の進むべき方向について、詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねるものでございます。

(2) 計画の構成内容でございます。本計画は、新市を建設していくための基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成するものでございます。

(3) 計画の期間でございます。本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めることとなります。

21ページをお開きください。

(4) ですが、基本方針の策定の考え方でございます。新市建設計画の基本方針を定めるに当たっては、将来を展望した長期的視点に立つものでございます。

(5) です。公共的施設の策定方針でございます。公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものでございます。

(6) 財政計画の策定方針で、財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の既存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して決定するものでございます。

次の22ページをお開きください。

新市建設計画の概要図でございます。図の左側にあります地方自治法に基づき策定された1市2町の基本計画などを十分に見極めた上で、1市2町の現状や課題の分析を行い、住民の意向を把握した上で、具体的な施策の概算事業や財政計画の検討を行うとともに、県事業を把握し、合併協議会で素案を作成し、住民説明会でのご意見や各市町議会でのご理解を図りながら、新市建設計画に必要なものと考えられる事項を盛り込むこととしていきます。

二重線の枠の中でございますが、これは新市建設計画の内容の一例でございます。新市発足後、地方自治法に基づき策定されます新市基本構想、新市基本計画の内容につきましては、合併協議会で策定された新市建設計画を尊重し、趣旨、内容を盛り込み、策定されることとなります。

下の方の枠内は、関係法令の抜粋でございます。

なお、住民の皆様のご意向の反映につきましては、以前の合併協議会で実施いたしました住民アンケート調査で、住民の皆様から貴重なご意見をいただいております。これを基本に、1市2町の新市建設計画の中に反映してまいりたいと思っております。

それから、首長インタビューや、協議会の委員さんであります議長及び特別委員長並びに学識経験者によりますグループインタビュー等により、ご意見をお聞きする機会を予定しております。これらにつきましては、日程が決まり次第、また改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、新市建設計画策定業務委託のコンサルタント会社といたしましては、以前の協議会で住民アンケート調査実施、分析や新市建設計画の策定に携わっており、またこれまでのデータ等を蓄積していることなどを考慮いたしまして、三菱総合研究所と随意契約にて業務委託することが適切でないかと判断いたしております。

それから、計画策定に係る全体のスケジュールにつきましては、今後決まり次第お示ししたいと考えております。

以上で議案第11号新市建設計画策定の進め方(案)についてご説明申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、何かご質問ございましたら、ひとつお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、議案第11号新市建設計画策定の進め方につきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思っております。

続きまして、その他に移りたいと思っております。

1市2町の協議会日程について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 23ページをお開きいただきたいと思います。

その他といたしまして、第3回の協議会のご案内ですが、5月の第2木曜日5月13日午後1時30分より、この場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、会議内容につきましては調整中ですので、日程のみお知らせいたしておきます。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第3回の日程については原案のとおり承認させていただきます。

次回の第3回の協議会は、5月13日ということで日程調整をお願いします。

以上で本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。ありがとうございました。長時間にわたりまして、終始熱心にご協議していただき、本当にありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【午後2時37分閉会】